



フレッシュ生衛信州 令和6年1月号

謹賀新年

本年もよろしくお願ひいたします

(公財) 長野県生活衛生営業指導センター

理事長	松下 秀正 (興行)		
副理事長	上野 仁 (鮭商)	玉本 広人 (クリーニング)	
専務理事	小口 由美 (指導センター)		
理事	森田 義一 (社交飲食業)	中村 茂 (そば商)	丸山 英樹 (料理業)
	山田 幸男 (食肉)	浅沼 桂二 (飲食業)	中村 実彦 (ホテル旅館)
	田中 浩至 (美容業)	黒岩 豊 (理容)	宮下 憲治 (公衆浴場業)
	久保田 耕史 (長野県)		

監事	柳沢 勉 (料理業)	五味 博市 (理容)	
----	------------	------------	--

(一社) 長野県生活衛生同業組合連合会

会長	宮下 憲治 (公衆浴場業)		
副会長	松下 秀正 (興行)	玉本 広人 (クリーニング)	
専務理事	田中 浩至 (美容業)		
監事	五味 博市 (理容)	山本 進 (ホテル旅館)	



事業譲渡に関する手続きが整備されました

令和5年12月13日から、以下の営業の事業譲渡について、合併・分割・相続の場合と同様に、譲受人は、新たな許可の取得等を行うことなく、承認手続または届出により、営業者の地位を承継することとなりました。

事業譲渡を行おうとする場合は、管轄の保健所に事前にご相談ください。

対象となる営業（根拠法）

- ・ 旅館業（旅館業法） ※要事前申請
- ・ 食品衛生法に基づく営業（食品衛生法）
- ・ 理容所の営業（理容師法）
- ・ 興行場営業（興行場法）
- ・ 浴場業（公衆浴場法）
- ・ クリーニング所又は無店舗取次店の営業（クリーニング業法）
- ・ 美容所の営業（美容師法）
- ・ 食鳥処理業（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律）

センター専門相談窓口をご利用ください

長野県生活衛生営業指導センターでは、新型コロナウイルス感染症により経済的影響を受けている生活衛生営業者の皆様からの幅広い相談に、ワンストップで対応できる専門相談窓口を開設しています。

1 個別相談の実施内容

専門家（中小企業診断士・社会保険労務士・税理士・弁護士・行政書士）及び経営指導員が相談に応じます。相談は無料です。

- 相談内容**
- ①国の支援施策の利用・申請
 - ②県・市等支援施策の利用・申請
 - ③生活衛生貸付等融資の利用
 - ④コロナ禍における経営相談等

- 相談場所**
- ①長野県生活衛生営業指導センター（長野市妻科）
 - ②営業店舗等 ※専門家を派遣します



2 申込方法

[「無料相談申込書」](#)（4月号最終ページに掲載）をFAX送信（または、電話・メールで連絡）してください。センターで相談内容を確認し、専門家との日程調整などを行います。

問い合わせ先 長野県生活衛生営業指導センター 電話：026-235-3612

令和6年2月の行事予定

- 2月14日（水） 13:30～ 税務講習会
14:40～ 融資連絡会議
15:30～ 生衛組合意見交換会 （長野市 ホテル国際21）

公益財団法人 長野県生活衛生営業指導センター

[一般社団法人 長野県生活衛生同業組合連合会]

〒380-0872 長野市南長野妻科 426-1 長野県建築士会館 3F

電話：026-235-3612 FAX：026-234-0369 E-mail：naganocenter@seiei.or.jp